

児童福祉法に基づくアクティブワンデイサービス (共生型放課後等デイサービス) 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ありがとう（以下「事業者」という。）が設置するアクティブワンデイサービス（以下「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援の共生型放課後等デイサービス（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の5第1項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下「通所給付決定保護者」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児及び通所給付決定保護者（以下「障害児等」という。）の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、障害児の生活能力などの向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう、障害児などの意向、障害児の適正、特性その他事情を踏まえ、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

2 指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の障害児通所支援事業者、障害児相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、障害児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害児通所支援事業者等」という。）との連携に努めるものとする。

3 事業所は、障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置するなど必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施するなどの措置を講じる。

4 前3項のほか、法及び「福山市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（令和元年条例第4号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定放課後等デイサービスを実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、利用者の負担により、事業所の職員以外の者による支援は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 指定放課後等デイサービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 アクティブワンデイサービス
- (2) 所在地 広島県福山市春日町1-6-2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の職員に対し、法令などを遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、次の業務を行う。

生活相談員は、利用の申し込みに係る調整、障害児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう適切な相談・援助等を行い、また他の従事者と協力して通所支援計画の作成等を行う。

(3) 介護職員 18名以上

通所支援計画に基づき、障害児等に対し適切な支援等を行う。

(4) 機能訓練指導員 2名以上

通所支援計画に基づき、適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。

(5) 看護職員 1名以上

障害児の健康状態の確認、健康管理などを行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から土曜日までとする。

(2) 営業時間

月曜日から土曜日 9時00分～18時00分までとする。

(3) 休業日 日曜日、8/13～8/15、12/30～1/3

(4) サービス提供時間

月曜日から金曜日 13時00分～16時30分までとする。

土曜日、長期休暇 9時15分～16時30分までとする。

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員は130名(通所介護、介護予防相当通所事業、共生型生活介護、児童発達支援の定員を含む)とする。

(指定放課後等デイサービスを提供する主たる対象者)

第8条 指定放課後等デイサービスを提供する主たる対象者は特定しない(重度心身障害児は除く)。

(指定放課後等デイサービスの内容、並びに保護者から受領する費用の種類及びその額)

第9条 事業所で行う指定放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 通所支援計画の作成

(2) 基本事業

(ア) 日常生活訓練

日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動

(イ) 集団生活適応訓練

会話、パソコン操作

(ウ) 創作的活動

絵画、工作、園芸

(エ) 更生相談

医療、福祉、生活の相談

(オ) 介護方法の指導

家族等に対する介護技術指導

(カ) 健康指導

健康チェック、健康相談など

(3) 介護サービス

更衣、排泄の身体介助

(4) 送迎サービス

事業所の所有する車両により、障害児の自宅又は学校と事業所との間の送迎を行う。

2 前項に規定するもののほか、入浴サービスなどを行うものとする。

3 事業所の指定放課後等デイサービスの提供方法は次の通りとする。

- (1) 事業所は、通所支援計画に基づき、障害児の心身の状況に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定障害児通所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮する。
- (2) 事業所は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をする。
- (3) 従業者は、指定障害児通所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- (4) 事業所は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定障害児通所支援の確保、その質の評価及び改善の適切な実施の観点から、指定障害児通所支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行う。
- (5) 事業所は、提供する指定障害児通所支援の質の評価を行い、常にその改善を図る。
- (6) 事業所は、提供する指定障害児通所支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、当該事業所の従業者による評価を受けた上で自己評価を行うとともに、事業所を利用する障害児の保護者による評価を（以下「保護者評価」という。）を受けて、その改善を図る。
- (7) 事業所は、おおむね一年に一回以上、自己評価及び保護者評価並びにこれらの評価に対する改善内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表する。
- (8) 事業所は、支援プログラムを策定し、インターネットの利用その他の方法により公表する。
- (9) 事業所は、障害児が指定障害児通所支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（「インクルージョン」という。）の推進に努める。

4 事業所は次のとおり、通所支援計画を作成する。

- (1) 通所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行う。
- (2) 障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう適切な支援内容の検討を行う。
- (3) アセスメントに当たっては、障害児などに面接を行い。この場合において、面接の趣旨を十分に説明し、理解を得る。
- (4) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児などの生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、心身の健康等に関する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定障害児通所支援の具体的内容、留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成する。
- (5) 通所支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、担当者等を招集して会議を開催し、原案について意見を求める。
- (6) 通所支援計画の作成に当たっては、障害児などに対し、当該通所支援計画について説明し、文書によりその同意を得る。
- (7) 作成をした通所支援計画を通所給付決定保護者及び指定障害児相談支援を提供する者に交付する。
- (8) 通所支援計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6ヶ月に1回以上、通所支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該通所支援計画の変更を行う。
- (9) モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行う。
 - ① 定期的に通所給付決定保護者と障害児に面接する
 - ② 定期的にモニタリングの結果を記録する

（通所給付決定保護者から受領する費用の額費）

第10条 指定放課後等デイサービスを提供した際には、通所給付決定保護者から指定放課後等デイサービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から法第21条の5の3
- 3 第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付するものとする。
- 4 次に定める費用については通所給付決定保護者から徴収するものとする。
 - (1) 創作活動に係る材料費（実費相当額）
 - (2) 入浴サービスの提供に係る光熱費 1回あたり200円
 - (3) おやつ代 1回あたり50円
 - (4) その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって通所給付決定保護者に負担させることが適当とみられるものの実費

- 5 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得るものとする。
- 6 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った通所給付決定保護者に対し交付するものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 障害児などは、指定放課後等デイサービスの利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(利用者負担額等に係る管理)

第12条 事業者は、障害児などの依頼を受けて、障害児などが同一の月に指定障害児通所支援及び他の障害児通所支援事業者等が提供する指定障害児通所支援を受けたときは、障害児等が当該同一の月に受けた指定障害児通所支援に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「令」という。）第24条第1項に規定する負担上限月額、又は令第25条の5第1項に規定する高額障害児通所給付費算定基準額を超えるときは、指定障害児通所支援等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、障害児等及び指定障害児通所支援等を提供した指定障害児通所支援事業者に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施地域は、福山市の中央部・東部の地域とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

- 第14条 現に指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに障害児の主治医及び家族への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 主治医等への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 指定放課後等デイサービスの提供により事故が発生したときは、市町村及び当該障害児の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 4 指定放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第16条 提供した指定放課後等デイサービスに関する障害児などからの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定放課後等デイサービスに関し、法第21条の5の22第1項の規定により広島県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児などからの苦情に関して市町村又は広島県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は広島県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第17条 事業所は、その業務上知り得た障害児などの個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障害児通所支援事業者等に対して、障害児など及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第18条 事業者は、障害児に対し、児童虐待防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為、その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為は行わない。また、障害児の人権の擁護・虐待の防止等のため、(必要な体制の整備を行うとともに。次の措置を講じるものとする)

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 従業者に対する虐待防止研修の定期的な実施
- (4) 虐待防止委員会の設置

(身体拘束の禁止)

第19条 事業者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束など」という。)を行わない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録する。

3 身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施。

(安全計画の策定等について)

第 20 条 事業所は、利用者の安全を確保を図るため、事業所の設備の安全点検、事業所外での活動、取り組み等を含めた事業所での生活、日常生活における安全に関する指導、従業員の研修及び訓練、その他事業所における安全に関する事項について計画を策定し、計画に従って以下の必要な措置を講じる。

- (1) 従業員に対する安全計画の周知・研修及び訓練の定期的な実施
- (2) 保護者に対する安全計画に基づく取り組み内容の周知
- (3) 定期的な安全計画の見直し、変更

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第 21 条 事業所は、事業所外での活動、移動のために自動車を運行するときは、乗車・降車の際に、点呼その他の所在を確実に把握することができる方法により、所在を確認する。また、送迎を目的とした自動車（3列シートではない車両、見落としの恐れが少ないとされる車両を除く）を日常的に運行するときはブザー等の見落としを防止する装置を備え、これを用いて所在の確認を行う。

(感染症及び食中毒の発生、まん延防止のための対策)

第 22 条 指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

- 2 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密着な連携に努めます。
- 3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

(業務継続計画の作成)

第 23 条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する放課後等デイサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (1) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(その他運営に関する重要事項)

第 24 条 事業所は、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化などの必要な措置を講じなければならない。事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

- 3 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 4 事業所は、障害児等に対する指定放課後等デイサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該指定放課後等デイサービスの提供の日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年5月1日から施行する。

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

この規程は、令和5年8月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年5月1日から施行する。